

国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構規則

〔平成29年3月31日〕
規則第59号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における研究戦略の策定、先端研究の推進及び研究活動等への支援、学内の研究資源の集約と戦略的利用の促進に資することを目的として設置する。

第2章 機構

(組織構成)

第3条 機構に、前条の目的を達成するために、次に掲げる組織を置く。

- (1) 研究力強化イニシアティブ
- (2) 研究基盤クラスター
- (3) 先端医歯工学創成クラスター

2 前項各号の組織に、それぞれ長を置く。

3 機構は第1項各号の組織に加え、次に掲げる組織により構成される。

- (1) 生体材料工学研究所
- (2) 難治疾患研究所

(業務)

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略の策定に関すること。
- (2) 先端研究の推進に関すること。
- (3) 研究活動支援に関すること。
- (4) 学内の研究資源の集約及び戦略的利用の促進に関すること。

(機構長)

第5条 組織運営規程第14条の3第2項に規定する機構長は、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

3 機構長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前とする。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置き、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長を補佐する。
- 3 副機構長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前までとする。

(教職員)

第7条 機構及び各組織に、機構長及び副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

第3章 機構の組織

第8条 削除

(研究力強化イニシアティブ)

第9条 第3条第1項第1号に定める研究力強化イニシアティブに関し必要な事項は、別に定める。

(研究基盤クラスター)

第10条 第3条第1項第2号に定める研究基盤クラスターに、次に掲げるセンターを置く。

- (1) リサーチコアセンター
- (2) 実験動物センター
- (3) 生命倫理研究センター
- (4) 疾患バイオリソースセンター

- 2 前項各号のセンターに、それぞれ長を置く。
- 3 研究基盤クラスター及び第1項各号に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(先端医歯工学創成クラスター)

第11条 第3条第1項第3号に定める先端医歯工学創成クラスターに、次に掲げるセンターを置く。

- (1) 再生医療研究センター
- (2) 脳統合機能研究センター

- 2 前項各号のセンターに、それぞれ長を置く。
- 3 先端医歯工学創成クラスター及び第1項各号に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 研究連携戦略会議及び管理運営会議

第1節 研究連携戦略会議

(構成員)

第12条 研究連携戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統合研究機構長
- (2) 統合イノベーション推進機構長
- (3) 学長が指名する者
- (4) その他、統合研究機構長及び統合イノベーション推進機構長が必要と認める者

- 2 前項第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第13条 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、当該委

員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第14条 研究連携戦略会議は、全学的な研究戦略及びイノベーション戦略の策定等並びに学長から指示のあった事項を審議する。

(議長)

第15条 研究連携戦略会議に議長を置き、統合研究機構長をもって充てる。

2 議長は、研究連携戦略会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、統合イノベーション推進機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 研究連携戦略会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 研究連携戦略会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第17条 研究連携戦略会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第2節 管理運営会議

(構成員)

第18条 管理運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 第3条第1項各号に定める組織の長並びに第10条及び第11条に定める各センター長

(4) 統合研究機構事務部長

(5) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員は、管理運営会議の議を経て、機構長が委嘱する。

(議長)

第19条 管理運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、管理運営会議を招集し、これを主宰する。

(審議事項)

第20条 管理運営会議は、第4条に規定する業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 第3条第1項各号に定める組織の長並びに第10条及び第11条に定める各センター長候補者の推薦に関する事。

(2) 教員の人事に関する事。

(3) 予算に関する事。

(4) 第3条第1項各号に定める組織及び各センターの運営に関するもののうち、特に重要な事項

(5) その他議長が必要と認めた事項

(議事)

第21条 管理運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 管理運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第22条 管理運営会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第5章 その他

(事務)

第23条 機構に関する事務は、統合研究機構事務部で処理する。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構規則（平成23年規則第37号）
- (2) 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構管理・運営委員会規則（平成26年規則第71号）
- (3) 国立大学法人東京医科歯科大学産学連携研究センター規則（平成26年規則第78号）
- (4) 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学研究支援センター規則（平成22年規則第4号）
- (5) 国立大学法人東京医科歯科大学実験動物センター規則（平成22年規則第5号）
- (6) 国立大学法人東京医科歯科大学生命倫理研究センター規則（平成22年規則第6号）
- (7) 国立大学法人東京医科歯科大学疾患バイオリソースセンター規則（平成24年規則第68号）
- (8) 国立大学法人東京医科歯科大学再生医療研究センター規則（平成25年規則第54号）
- (9) 国立大学法人東京医科歯科大学脳統合機能研究センター規則（平成26年規則第30号）
- (10) 国立大学法人東京医科歯科大学医療イノベーション推進センター規則（平成27年規則第29号）
- (11) 国立大学法人東京医科歯科大学低侵襲医歯学研究センター規則（平成27年規則第44号）

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年11月13日規則第130号）

1 この規則は、平成29年11月13日から施行し、平成29年11月1日から適用する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構低侵襲医歯学研究センター内規（平成29年制定）は廃止する。

附 則（平成30年3月29日規則第17号）

この規則は、平成30年3月29日から施行し、平成30年3月1日から適用する。

附 則（令和2年4月3日規則第88号）

この規則は、令和2年4月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月1日規則第15号）

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月29日規則第37号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月28日規則第80号）

この規則は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後の第18条第1項第4号の規定は、令和3年7月1日から適用する。